

組込みソフトウェア技術コンソーシアム 会費規程

1. 組込みソフトウェア技術コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」）の会員の毎年の会費(税別)は次のとおりとする。

会費(年間) (1)A会員：15万円 (2)B会員：5万円 (3)団体会員：30万円
(4)特別会員 民間の法人、団体、組織：5万円
公的な法人、団体、組織：無料

2. 会費の納入は、指定した期日までに納入するものとする。

3. 当該年度の4月以降から9月末までに入会申し込みをした場合、納付する会費の額は第1項に定めた額とする。

4. 10月以降当該年度内において入会申し込みをした会員が納付する会費の額は、第1項にかかわらず会費の1/2とする。

5. 本規程は、理事会の承認を経て、改訂することができる。

附則

この規程は第一回総会開催の日から実施する。

改訂 平成29年10月27日

改訂 平成30年10月30日